

平成 29 年第 7 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 29 年 7 月 18 日（火）午後 2 時

2 閉会日時

平成 29 年 7 月 18 日（火）午後 2 時 42 分

3 会議開催の場所

柳川庁舎 2 階 大会議室

4 出席者

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 教 育 長 | 成 田 一 二 三 |
| (2) 教育長職務代理者 | 佐 藤 克 則 |
| (3) 委 員 | 石 澤 千 鶴 子 |
| (4) 委 員 | 斎 藤 誠 子 |
| (5) 委 員 | 池 田 享 誉 |
| (6) 委 員 | 大 嶋 憲 通 |

5 事務局出席職員

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 教 育 部 長 | 横 山 克 広 |
| (2) 浪 岡 教 育 事 務 所 長 | 山 内 秀 範 |
| (3) 参事総務課長事務取扱 | 佐々木 淳 |
| (4) 参事市民図書館長取扱 | 若佐谷 昭 人 |
| (5) 参事学校給食課長事務取扱 | 佐々木 祐 子 |
| (6) 社 会 教 育 課 長 | 奥 崎 和 彦 |
| (7) 文 化 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 木 村 久 美 子 |
| (8) 文 化 財 課 長 | 渡 邊 薫 |
| (9) 学 務 課 長 | 高 橋 光 夫 |
| (10) 指 導 課 長 | 石 岡 篤 実 |
| (11) 浪岡教育事務所教育課長 | 伊 藤 慶 尚 |
| (12) 中央市民センター主幹 | 千 葉 皆 工 |

6 会議に付議された案件

(1) 議案

議案第 22 号 青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書に
ついて (教育委員会事務局総務課)

(2) 報告

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ①寄附採納について | (教育委員会事務局総務課) |
| ②指定管理者の募集等について | (文化スポーツ振興課、中央市民センター、教育課) |
| ③文化財課所管施設のイベント等について | (文化財課) |
| ④青森市民図書館の 8 月の開館時間変更について | (市民図書館) |
| ⑤いじめ防止等対策について | (指導課) |
| ⑥青森市海外交流事業について | (指導課、教育課) |

(3) その他

①市内中学校教諭の逮捕事案について

(学務課)

7 会議録署名委員

(1) 石 澤 千鶴子

(2) 齋 藤 誠 子

8 会議の概要

午後2時に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

初めに、議案第22号を審議し、原案のとおり決定する。

次に、6件の事案及び挙手による事案を報告し、午後2時42分に教育長が閉会を宣言する。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

議案第22号「青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第22号「青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」御説明いたします。

平成29年度の青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が別添のとおりまとまりました。

この教育委員会事務の点検・評価につきましては、教育委員みずからが事務事業の点検評価を行うことにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうという趣旨から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施しているものであり、あわせて、市議会への報告及び公表が義務づけられているものであります。

今年度の評価につきましては、評価対象年度である平成28年度が、新たに策定した青森市教育振興基本計画の第2次計画の最初の年度に当たっており、計画に掲げた20の基本施策について、その目標の達成状況を踏まえながら、事務点検・評価アドバイザーからも御意見をいただき、基本施策ごとに点検・評価を実施いたしました。

資料の目次をごらんください。

報告書の構成は、昨年度と同様の構成となっており、1つ目では、平成28年度教育委員会活動状況の内容として、教育委員会会議の審議案件及び教育委員会会議以外の主な活動状況等について、2つ目では、教育委員会事務の点検・評価方法について、3つ目では、点検・評価結果として、基本施策ごとに平成28年度の取り組み状況、成果、課題及び今後の方向性について、それぞれ記載されております。

なお、報告書の詳細な説明につきましては、教育委員の皆様が直接点検・評価していただいた内容でありますので、割愛させていただきます。

本日、御議決を賜れば、平成29年第3回市議会定例会に報告する予定となっております。

す。

以上、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○斎藤委員

今、お話がありましたとおり、私たち教育委員でこの点検作業を行いました。

新しい施策になって、私たちがいろいろ考えてきた計画に学校の先生方、社会教育に携わる方、スポーツに携わる方、図書館及び文化財にかかわる方々が物すごく日々努力をされて、この成果があったものと改めて確認いたしました。本当に頭の下がる思いでいっぱいです。

今後の課題や方向性などをさらなる検討課題として、よいものにつくり上げていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○成田教育長

そのほか、委員の皆さんから御質問等ありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 22 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 22 号については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

それでは、報告事項に入ります。

今回の報告事項は 6 件となっております。

まず、報告 1 「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（平成 29 年 6 月 1 日～6 月 30 日）」をごらんいただきたいと思えます。

小・中学校への寄附採納についてであります。まず 1 つ目といたしまして、但野潤様から宮沢賢治全集の寄贈申し出、2 つ目といたしましては、一般財団法人青森県教職員互助会様から図書カードの寄贈申し出、3 つ目といたしましては、工藤幹次様から小学館世界原色百科事典の寄贈申し出、4 つ目といたしましては、近藤信義様から児童図書の寄贈申し出、5 つ目といたしましては、青森市立浜田小学校父母と教師の会様からワンタッチテントの寄贈申し出、6 つ目といたしましては、医療法人三良会様からピッチングマシン等一式の寄贈申し出、7 つ目といたしましては、株式会社青森銀行様からハンブルク交響楽団青森公演の鑑賞チケットの寄贈申し出があり、それぞれ受領させていただきました。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に移ります。

次に、報告2「指定管理者の募集等について」事務局から説明をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

教育委員会事務局が所管する施設の指定管理者の募集等について御説明申し上げます。

お手元の資料「指定管理者の募集について」をごらんください。

来年度に更新を予定している施設につきましては、配付資料のとおり、文化スポーツ振興課所管施設である No. 1「青森市文化会館」から No. 13「青森市スポーツ広場」までの13施設、中央市民センター所管施設である No. 14「青森市東部市民センター」から No. 20「青森市油川市民センター」までの7施設、浪岡教育事務所教育課所管施設である No. 21「青森市浪岡体育館」から No. 28「青森市浪岡大杉公民館」までの8施設、以上、合わせて28施設となっております。

なお、No. 20「青森市油川市民センター」は、現在、直営による管理運営を行っておりますが、このたび、地域住民団体による新たな運営協議会が設立されたことから、非公募により指定管理者の選定を行うものであります。

また、No. 21「青森市浪岡体育館」は、浪岡事務所都市整備課所管施設の「浪岡総合公園」との一括管理、No. 28「青森市浪岡大杉公民館」は、同じく都市整備課所管施設の「大杉公園」との一括管理としております。

募集形態につきましては、原則として公募によることとしておりますが、No. 14からNo. 20までの市民センター及びNo. 24からNo. 28までの公民館につきましては、青森市指定管理者導入基本方針の非公募要件である「地域住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民の主体的な活動の促進が期待されること」から、非公募とするものであります。

これらの施設の指定期間は、全て、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となっております。

今後のスケジュールにつきましては、8月1日から9月8日までを募集要項配布期間とし、施設所管課において配布することとしております。

その後、9月1日から9月8日まで申請書等を受け付けし、10月上旬以降、順次開催する指定管理者選定評価委員会において指定管理者候補者を選定審査し、教育委員会定例会への指定管理者の指定に関する議案の提案を経て、平成29年第4回市議会定例会に当該議案を提案する予定としております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○大嶋委員

公募の中で、一くくりに一括して募集するというのは、何か理由があるのでしょうか。

○文化スポーツ振興課長

文化スポーツ施設においては、スケールメリットと、例えば、スポーツ施設でいえば、指定管理者が同じであれば、体育館で行う予定としていたところ、急遽、施設の修繕の関係で使えなくなったという場合には、すぐ違うスポーツ施設への調整が可能であるなどといったメリットが理由となっております。

○成田教育長

そのほか、ありますでしょうか。

○佐藤委員

非公募の公民館がたくさんあるんですけれども、これは公募と同じように書類を出していただいて審査を行った後に指定管理者を選定するというように捉えてよいですか。

○中央市民センター主幹

そのとおりで、非公募ではありますけれども、申請書を提出していただいた上で審査することになります。

○佐藤委員

その際、例えば、重点的にお願いしたいという市の課題のようなものについて、幾つかの公民館等と話し合いはするものでしょうか。

○中央市民センター主幹

まず、評価に当たりますとは、評価のポイントを事前に設定しており、その内容について評価することになります。

あとは、委員がおっしゃるように、市のほうで重点的にお願いしたいものなどについては、決定した後に、各指定管理の受託者と協議して進めていくことになります。

○成田教育長

そのほか、委員の皆さんからありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは次に、報告3「文化財課所管施設のイベント等について」事務局から説明をお願いします。

○文化財課長

文化財課所管施設の夏のイベントについて御報告申し上げます。

初めに、あおもり北のまほろば歴史館のイベントについて御説明いたします。

配付資料1のチラシをごらんください。

あおもり北のまほろば歴史館は平成27年7月26日に開館いたしましたが、このたび開館2周年を迎えることから、これを記念したイベントを7月22日と23日に開催することといたしました。

記念イベントにつきましては、多くの方々に御来館いただき、見学していただけるよう入館無料とし、午前9時から「世界遺産登録を目指す縄文遺跡PR展」と「夏の工芸学校」を開催する予定としております。

「夏の工芸学校」では、職人たちによる工芸品等の作品展示や販売、ワークショップ等の体験コーナーのほか、飲食コーナー等のブースを設けております。

このほか、子どもたちによる津軽手踊りも予定するなど、子どもから大人まで楽しめるようなイベントとなっております。

続きまして、森林博物館のイベントについて御説明いたします。

配付資料2のチラシをごらんください。

歴史館と森林博物館が近隣にあることから、回遊していただくことを考え、「明治建築で楽しむ 森博夏まつり」を同日開催いたします。

この期間につきましては、多くの方々に御来館いただき、見学していただけるよう入館無料とし、午前10時からは木登り体験や藍のハンカチ染め、カラフル影絵づくり等を実施する予定としております。

なお、森林博物館の開館時間につきまして、利用者の来館促進及び利便性の向上を目的に、今年度、試行的に8月1日から12月27日までの期間、通常9時から16時30分のところ、閉館時間を30分延長し17時までとし、実施状況を今後の開館時間検討の参考にし

ていきたいと考えております。

続きまして、縄文の学び舎・小牧野館のイベントについて御説明いたします。

配付資料3のチラシをごらんください。

「こまきのヴィレッジまつり」を8月11日に開催することといたしました。

こまきのヴィレッジは、小牧野遺跡を拠点に活動する「作・音・食・学・伝・遊」の6つのサークルで構成されているボランティア組織で、午前10時から各サークルにおいて、縄文時代や自然をテーマにしたワークショップや小型土器づくり体験、民俗芸能である登山ばやしの演奏等を実施する予定としております。

縄文や遺跡関連の内容だけではなく、遺跡に親しみを持てるようなイベントを行います。

委員の皆様におかれましても、これら各施設のイベントにぜひお越しいただきたいと思っております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんでしょうか。

○斎藤委員

とてもよいイベントであり、実際に、北のまほろば歴史館も森林博物館も小牧野遺跡も、中に入っている指定管理者の方々がいろいろアイデアを練り広げて、さまざまな企画を考えてくださっていると思います。

ただ、チラシに地図を描いてくださっているのですが、行き方がわかりにくいので、例えば、このチラシに記載されている「入館無料」という表記が展望台のタワーのところにあるように見えますけれども、そこから「2周年記念 入館無料」という垂れ幕を下げるとか、小牧野遺跡は、恐らくこのチラシだと、どうやって行っているかわからない方がいると思うので、何らかの形で行き方を市民の皆さんに教える工夫をしていただけたら、もっといろんな人が楽しむことができると思いますので、その辺の御検討をお願いします。

○文化財課長

ありがとうございます。行き方については、チラシだとなかなか限りがあるということもあり、ホームページ等も含めて掲載しているところではありますが、一層工夫していきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○成田教育長

そのほか、委員の皆さんからありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告4「青森市民図書館の8月の開館時間変更について」事務局から説明をお願いします。

○市民図書館長

青森市民図書館の8月の開館時間の変更について御報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

青森市民図書館は、青森市民図書館条例施行規則により、開館時間を午前10時から午後9時までと規定しておりますが、学生の自主学習等を初めとする利用者のニーズに配慮し、また、市民サービスの向上を図るため、平成22年度から、8月及び1月において開館時刻を1時間早め、午前9時としているところであり、今年度も同様に開館することといたしました。

また、8月2日から7日までのねぶた祭期間中につきましても、例年、地下の飲食店を

除きアウガ全館を午後8時で閉館しておりますが、今年度もアウガ管理組合管理者より開館時間変更の協力要請がありましたことから、午後8時で閉館することといたしました。

なお、青森市民図書館の開館・閉館時間の変更につきましては、「広報あおもり」7月15日号、青森市ホームページ及び青森市民図書館ホームページへの掲載、並びに青森市民図書館内や関係機関等へのポスター掲示により周知を図っているところです。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんでしょうか。

○石澤委員

開館時間のことでありませんけれども、市民図書館では基本的に飲食は禁止だったと思いますが、今、大型店舗でも統合・併設している壁に持ち込んで飲んでもよいなどといった取り組みがあったりしていますが、市民図書館としては、そういった意向とか——要は、学生たちが図書館の中で勉強などを行っているんですが、そういう水分補給などを考えたときに、今後、飲食の禁止を緩和していくような考え方はありますでしょうか。

○市民図書館長

そのような要望も幾つかはありました。

一方では、本を大事にする考えを持った方々もおり、特に、司書などは本を大事にしたいということで、破いたり、飲食でしみをつけたりすると、その本自体所蔵できなくなりますので、そうなる、見たい方にとっては非常に損になるということもあります。

飲食の禁止を緩和していきたいという気持ちもなきにしもあらずなんですが、やはり、私たちとしては図書を守る立場でありますので、現時点では、そのように開放することは考えておりません。

以上です。

○成田教育長

そのほか、委員の皆さんからありますでしょうか。

○大嶋委員

開館時間を早めるということなので、そんなに問題は起きないと思うんですけども、昨年と同じことをやって、市民から苦情のようなものが来たことはありますか。

○市民図書館長

私といたしましては、確認しておりません。

○大嶋委員

苦情が来るとすると、今度は戻すとき——9月に急に開館が午前10時になりましたといった場合、それを知らないで、午前9時に来て、あいていませんでした——聞いていませんでした、知りませんでしたという可能性もあるので、その辺の周知をきちんとやってほしいと思います。

○市民図書館長

館内においては、一年中、8月と1月と掲示はしておりますが、そういう方もいらっしゃると思いますので、適切に対応していきたいと考えております。

○成田教育長

そのほか、ありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に移ります。

報告5「いじめ防止等対策について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

いじめ防止等対策について、6月26日開催の第6回定例会後の動きを合わせながら御報告いたします。

配付資料をごらんください。

初めに、青森市いじめ防止対策審議会委員選任の進捗状況について御説明いたします。

次期審議会委員の選任については、依頼可能となった職能団体等に対して、6月8日から新委員の推薦依頼を始めたところであります。

進捗状況といたしましては、臨床心理士については、日本臨床心理士会から推薦された者を、弁護士についても、日本弁護士連合会から推薦された者を、代理人弁護士に確認を依頼しているところであります。

また、いじめの専門家及び学校教育の専門家については、職能団体等を代理人弁護士に確認を依頼しているところであります。

なお、精神科医については、依頼した職能団体から推薦を見合わせるとの回答がありましたので、新たな団体について、教育委員会において検討中であります。

次に、平成29年度第1回青森市いじめ問題対策連絡協議会について御説明いたします。

去る6月30日に、いじめ防止等に関係する機関及び団体と意見交換等を通して連携を図ることを目的に開催いたしました。

まず、青森市小・中学校におけるいじめ防止対策について各関係機関に説明しました。

その後、情報提供として、青森地方法務局からは、子どもたちの人権にかかわる電話相談を周知すること、市PTA連合会からは、「携帯電話・スマートフォン・ゲーム機など使い方の約束」のリーフレットの見直しを図っていること、市福祉部の子どもしあわせ課と子育て支援課からは、メール相談の窓口を周知すること及び放課後児童会の指導員を対象に、いじめの定義や認知等について研修会等を通して周知していくこと、市教委の文化スポーツ振興課及び社会教育課からは、スポーツ少年団、放課後子ども教室の指導員を対象に、いじめの定義や認知等について研修会等を通して周知していくことなど、いじめの一層の防止に向けた今後における各関係機関の取り組みと連携を図ることを確認しました。

次に、平成29年度第1回生徒指導に係る連絡会及び第1回いじめ防止推進教師連絡会について御説明いたします。

去る7月3日に、校長及びいじめ防止推進教師を対象に、いじめ防止対策の充実を図るため、生徒指導に係る連絡会及びいじめ防止推進教師連絡会を開催いたしました。

主な内容は4つあります。

1つには、子どもたちの自殺の背景や自殺リスクの高い子どもとのかかわり方を取り上げ、子どものSOSのサインへの気づき方や希死念慮を持つ子どもの接し方及び教員がチームで対応し、関係機関につなぐ必要性について、2つには、いじめに係る損害賠償事件の判例から、いじめ防止対策として学校が果たさなければならない安全配慮義務について、3つには、平成29年3月14日に文部科学省が改訂したいじめ防止等のための基本的な方針に基づく、「いじめが解消している状態」の共通理解について、4つには、長期休業明け前後の1週間は、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいことから、児童生徒が2学期を明るく元気に迎えられよう、全ての児童生徒を対象にした心身の健康観察と見守り強化の取り組みについて教育委員会から説明し、共通理解を図りました。

その後、いじめ防止推進教師によるグループワークを行い、いじめの実例をもとに、教職員の児童生徒のささいな変化への気づきを高めるために、子どもと触れ合う時間をしっかり確保することや校内連絡体制を確立することなどの必要性を再確認しました。

次に、月例報告に基づくいじめの認知件数とその対応状況について御報告いたします。
平成 29 年 6 月の認知件数は、小学校 79 件、中学校 33 件、小・中学校合わせて 112 件となっております。

次に、「フレンドリーダイヤル 743—3600」を初め、教育委員会事務局指導課に寄せられた 6 月分の相談件数は合計 33 件となっており、そのうち、「いじめに関すること」が 3 件となっており、その対応として、相談者の意向に沿って学校や関係機関に速やかに情報提供し、校長に解決に向けた手だてを指示するとともに、取り組みの経過についても報告を受けております。

最後に、8 月 19 日、児童生徒代表が一堂に会し、交流や共同活動を通して、全市的にいじめ防止の気運を醸成するため、「未来ミーティング（いじめのない未来づくり子どもサミット）」を開催することとしております。

さらに、先ほども申し上げましたが、児童生徒が 2 学期を明るく元気に迎えられるよう、全ての児童生徒を対象にした、心身の健康観察と見守り強化の取り組みを確実に行っていきます。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○石澤委員

関係機関による情報交換のところで、放課後児童会の指導員を対象に研修会を開かれたということで、この指導員の人たちがいじめを認知した場合に、どのようなルートで教育委員会または学校との情報共有をするのか教えてください。

○指導課長

担当課が市の保健部にもありますけれども、まず、指導課に情報を寄せて、指導課とそれらの担当機関が共同し、学校にいろいろ情報提供しながら早期の解決に向けるという方法で取り組んでおります。

○石澤委員

そうしますと、指導員から指導課のほうに情報提供があつて、学校に行くというふうに理解してよろしいですか。

○指導課長

まず、指導員から所属する課の職員に情報が寄せられて、その職員から我々が受けるという方法をとっております。

○石澤委員

いずれにしても、速やかな情報共有をお願いしたいと思います。

○成田教育長

そのほか、御意見、御質問ありますでしょうか。

○佐藤委員

1 番の審議会の委員の選任についてのところなんですけれども、確認中が多く、それから検討中がありますが、大体のめどとしてはいつごろまでに決めるというか、期限となっているんですか。

○指導課長

いろいろ総合的に考えますと、新たな委員の方を招集し、話し合いに至りたいところなんですけれども、職能団体のほうもさまざまな理由があり、また、推薦された者については御遺族の方に確認していただくこととなりますので、迅速かつ慎重に行っていきたいと考えております。

いっごろまでということに関しましては、現在、作業を進めている最中ということで、詳細な時期については申し上げられません。

○佐藤委員

よろしく申し上げます。

○成田教育長

そのほか、委員の皆さんからありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に移ります。報告6「青森市海外交流事業について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

青森市海外交流事業について御報告申し上げます。

教育委員会では、児童生徒に対し国際感覚を身につけさせるため、平成29年度におきましては、1つに、中国大連市との友好交流推進事業、2つに、アメリカ合衆国メイン州との青森市中学校生徒海外派遣・受入事業の2つの海外交流事業を、7月から8月にかけて実施する予定としております。

配付資料1をごらんください。

初めに、友好交流推進事業（中国大連市）概要について御報告申し上げます。

本事業は、青森市と中国大連市の児童生徒が交流することを通して、国際感覚やコミュニケーション能力を高めるとともに、両市の相互の発展に寄与することができる人材を育成することを目的に実施するものであります。

本市と大連市の児童生徒の交流につきましては、平成26年度から友好交流締結に関する協議書を交わした横内小学校、幸畑小学校、横内中学校の2小学校、1中学校で実施しており、昨年度からは青森市全域の小・中学生にも参加対象を拡大して実施しているところであります。

派遣児童生徒につきましては、市内に住所を有する小学5年生から中学3年生とし、12名を公募したところ、26名から応募があり、抽選の結果、男子4名、女子8名の計12名を本年度の派遣児童生徒としております。

訪問団につきましては、横内小学校長を団長とし、引率者は市内教員と市教委指導主事を合わせて5名、これに派遣児童生徒12名を加えた計17名で結成いたします。

次に、訪問日程につきましては、7月24日から27日までの4日間としておりますが、詳細については配付資料1の2ページ目をごらんください。

24日及び27日は移動日となっております。25日は大連市内小学校を訪問し、本市の金魚ねぶたを共同制作するなどして、互いの交流を深めることにしています。また、26日は大連市内児童生徒とグループ行動による動物園内の自由見学を計画しております。

資料の1ページ目にお戻りください。

大連市内児童生徒の本市への訪問につきましては、8月3日から6日までの4日間の滞在が予定されており、6日には、横内小学校において交流活動を行う予定となっております。

配付資料2をごらんください。

次に、青森市中学校生徒海外派遣・受入事業、アメリカ合衆国メイン州との交流について御報告申し上げます。

本事業は、本市の中学生とアメリカ合衆国メイン州の中学生が交流学習やホームステイの経験を通じて語学力の向上を図り、互いの文化、歴史、産業等への理解を深めるとともに

に、親善交流を行うことで、国際社会を担う広い視野を持ち、調和のとれた人材の育成を目指すことを目的に実施するものであります。

これまでは、本市の浪岡中学校とメイン州グリーンリー中学校の生徒が、相互訪問を行う姉妹校同士の交流事業として平成4年度から実施していましたが、昨年度から浪岡中学校の生徒に加え、青森地区の中学校生徒にも対象を拡大し実施しております。

研修生については、市内に住所を有する中学1年生及び2年生とし10名を公募したところ、14名から応募があり、抽選の結果、男子5名、女子5名の計10名を本年度の派遣・受入事業の研修生として決定しております。

本日の報告は受入事業に関するものでありますが、米国訪問団として、メイン州の中学生10名、引率者3名の計13名を7月28日から8月5日までの日程で受け入れることとしております。

研修日程の詳細につきましては、配付資料2の2ページ目をごらんください。

受入期間中は、ホームステイのほか、浪岡中学校及び浦町中学校での交流活動、書道体験、ねぶた祭への参加など、日本の文化に対する理解を深めていただくための体験活動や青森市内施設見学等を予定しております。

資料の1ページ目にお戻りください。

本市の研修生がメイン州を訪問する予定につきましては、平成30年1月4日から1月12日までとなっておりますが、詳細につきましては、決まり次第改めて御報告させていただきます。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、事務局から何かありますか。

○学務課長

市内中学校教諭の逮捕事案について御報告申し上げます。

平成29年7月16日、市内中学校教諭、宮嶋豊が沖館地区の駐車場にて警察官から職務質問を受けた際、自家用車内に刃物を所持していたことから、午後10時過ぎ、銃刀法違反で現行犯逮捕されました。

逮捕事案の詳しい状況等については、現在、警察で捜査中であり、現時点では把握できておりません。詳細がわかりましたら、改めて御報告させていただきます。

以上です。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等がありますでしょうか。

○石澤委員

今回のこの事件について、その教諭が勤務している学校の生徒たちや保護者は、大変な動揺を受けていると思います。そういったことでの動揺が少しでも緩和されるような対応をしてほしいのですが、どのように対応していますか。

○学務課長

今回の事案につきまして、教育委員会では、当該学校に対し、生徒や保護者、あるいは地域に動揺が広がらないように適切な指導を行うことを指示いたしました。

以上でございます。

○石澤委員

夏休みにもう入りますので、今後も確実な情報であるとか、うわさが変な形で広まらないような努力であるとか、とにかく動揺が少なくなるような対応をお願いしたいと思えます。

○成田教育長

そのほか、御意見、御質問等ありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

そのほか、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成29年第7回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 29 年 7 月 18 日開催の平成 29 年第 7 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 29 年 8 月 17 日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 29 年 8 月 17 日

署名委員 石 澤 千鶴子

署名委員 斎 藤 誠 子